

議案第 19 号

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例

川崎市こども文化センター条例（昭和 35 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 1 2 番 1 2 号
川崎市小杉こども文化センター	川崎市中原区小杉町 3 丁目 4 1 7 番地

」

を

「

川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 1 2 番 1 2 号
-----------------	---------------------------

」

に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、小杉こども文化センターを休止するため、この条例を制定するものである。